

兵庫県稲美町農業委員会  
令和4年9月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年9月26日（月）13時30分～14時40分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
報告第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）  
報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）  
議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（1件）  
議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）  
議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（6件）  
議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定  
議案第32号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当（4件）
- 4 出席委員（14名）  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透  
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎  
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代  
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局  
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
12番・大西寿々代 委員 13番・福田 修 委員
- 8 議 事  
事務局： 定刻が参りましたので、ただいまから令和4年9月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、12番大西寿々代委員、13番福田修委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第10号、第11号及び議案第28号から第32号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」(専決処理)を議題といたします。届出件数は1件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町岡字本バタ	畑(現況宅地)	1 0 5 m <sup>2</sup>
	田(現況宅地)	1 1 7 m <sup>2</sup>
(岡東集落内)	2筆合計	2 2 2 m <sup>2</sup>

申請人：地元所有者

転用目的：露天駐車場及び倉庫

土地利用計画：自家用・来客用駐車場及び倉庫として使用している既

存住宅の敷地として利用。造成なし。始末書。

専決処理：令和4年8月30日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の露天駐車場及び倉庫への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年8月30日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡二丁目(国岡交差点北西、土地区画整理地内)

地目：田

転用面積：647㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：県外在住所有者

譲受人：建築業・不動産業者

転用目的：露天資材置場

土地利用計画：造成工事する。雨水は既存の道路側溝へ。

専決処理：令和4年9月13日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、露天資材置場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年9月13日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町中一色字屋敷前 （西和田集落南西）

地 目：田

面 積：6.91㎡

移動する権利：所有権（境界を是正するため分筆し譲渡する）

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元兼業農家

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農用自動車 等

栽培作物：水稻・自家野菜

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年9月20日13時30分～16時30分までの間、13番福田修農地担当副会長、6番上田尚秋委員、14番高松幹博委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地は、譲渡人と譲受人の田の境にある細い土地で、畦を分筆したものです。申請人は地元の兼業農家で、隣接の所有地は水稻を栽培されていました。許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

議 長： それでは、議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町和田字平見 (幸竹集落西)

地 目：田 (現況 畑)

面 積：4 1 4 m<sup>2</sup>

申請人：地元農家

転用目的：賃貸露天駐車場

土地利用計画：申請地の西側は入り水用の水路をはさんで農地、北側は農地、南側は既設露天駐車場、東側は町道。地盤改良し碎石敷均し。北側農地との境界はコンクリートブロックで境界する。雨水はブロック内側に設ける素掘りの溝を東に流れ、町道側溝へ。駐車区画18台。

事務局：説明は以上です。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。車両出入りの集中する時間帯に町道の交通障害が予想されるが軽微なものと思われる、農業用水・排水や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地北側の農地への雨水流入が懸念されましたが、申請の計画どおり雨水を排水できれば、他の農地や農業用水等への影響はないように思いますので、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： それでは、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は6件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字上新田前 田 1 1 m<sup>2</sup>

田 4 9 3 m<sup>2</sup>  
田 3 7 3 m<sup>2</sup>  
田 6 3 1 m<sup>2</sup>  
田 7 0 m<sup>2</sup>

5 筆合計 1, 5 7 8 m<sup>2</sup>

(上新田交差点東方、旧加古村役場跡周辺地区地区計画区域)

移動する権利：所有権

譲渡人：地元在住者 4 名及び町外在住所有者 1 名

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地 7 区画

土地利用計画：造成し、区画割りして分譲する。雨水は区画された住宅用地から開発区域内道路側溝に入り、南、東へ流れ開発区域東側道路に整備する側溝を南へ下り、埋設管を經由して南にある水路に放流。汚水は県道敷設の公共下水に接続。

開発行為許可申請書は令和 4 年 7 月都市計画課受付済。

事務局：説明は以上です。

議長：「番号 1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は二重委員です。申請地東側の道路は地域住民の通り道になっている、今回の転用で周辺農地への影響はないと思うが、特に排水を考えてもらう必要がある、との報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

13 番・福田委員：申請地は耕作されておらず、長年草が伸びた状態です。住宅用地 7 区画の計画で、雨水排水計画もあり、汚水は公共下水に接続されます。転用による農地や用排水、道路への影響はないものと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号 1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号 1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号 2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町加古字大澤東（大澤池東方）

地 目： 田

面 積： 290㎡

移動（設定）する権利： 使用貸借権

譲渡（貸付）人： 地元所有者

譲受（借受）人： 町外在住の貸付人の子

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 西は道路で農地が高く、南は深い水路。北・東は申請地と一体で耕作している貸付人の農地。北・東・南はブロック擁壁し、畦高さまで造成し、住宅1棟建築する。申請地内の給水バルブは移設する。雨水は南側の水路へ、汚水は集落排水に接続。都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請済。

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。申請地は稲が作付けされている。転用して残る農地は全て譲渡人の農地で、用排水、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

6番・上田委員： 申請地は稲が植えられていました。申請地内にある給水バルブは移設される予定ですので、一体で管理されている隣接の農地の耕作には支障はありません。道路への影響もないと思われます。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町印南字西場（印南西場交差点南方）

地 目： 田

面 積： 3 4 2 m<sup>2</sup>

移動（設定）する権利： 使用貸借権

譲渡（貸付）人： 地元所有者

譲受（借受）人： 貸付人と同居の子

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 北側は道路、東南西は貸付人所有の農地。申請地は周辺道路より高い農地内にあるため、造成無し。農地との境界はブロック擁壁する。駐車スペースは土間コン、残りは砕石敷均し。雨水は北側既設水路へ、汚水は集落排水に接続。都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請済。

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。申請地は譲渡人が所有する農地の一部分で、南西角に給水バルブが、北西角に排水口があり、転用による影響はない。北側の道路は朝夕の交通量は多いが影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

6番・上田委員： 申請地はきれいに草刈りがしてありました。転用しない部分も野菜が植えられていたり、鋤いてありました。残る農地の用排水は確保されており、雨水汚水の排水計画もあることから、転用しても周辺農地や道路等への影響はないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。



事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在： 稲美町中一色字屋敷前

（西和田集落南西、西和田地区特別指定区域の新規居住者の住宅区域）

地 目： 田

面 積： 9 2 1 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 建設業者

転用目的： 分譲住宅3戸

土地利用計画： 東は水路を挟んで道路、南は水路、西は農地、北は宅地と畦。西側農地との境界はL型擁壁、北と南はブロックし盛土する。進入路部分は地先ブロックシアスファルト舗装。雨水は東側既設水路へ、汚水は公共下水に接続。

3戸分について、都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請済。

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。転用による農業用水、排水、周辺の農地や道路への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地は耕作されていませんでした。住宅3戸の計画で、雨水汚水の排水も計画されています。また西側奥の農地への進入路も確保できています。転用しても周辺農地や道路等への影響は問題ないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所 在： 稲美町下草谷字西北野（亀ヶ池北）

地 目： 田

面 積： 2, 309 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元在住者1名及び県外在住者1名

譲受人： 土木建築業者

転用目的： 露天資材置場

土地利用計画： 西は南から北に上る坂道、北は太い畦のような舗装されていない道路、東・南は山林。進入路部分は水路に蓋がけ、北側境界はブロック擁壁。盛土し、資材（建築足場）を置く部分はアスファルト舗装、他は砂利仕上げ。雨水は、申請地中央にU字溝設置し、雨水枡から西側道路沿い既設水路へ放流。

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号5」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は井澤委員です。申請地は用水の最後なので、用水に影響はない、水路が農地より低くなるので排水には深い集水枡が必要と思われる。申請地の北側は既に駐車場に転用されており周辺に農地はないが、北に上った先に農地が残っており、転用後は車両の出入りに注意が必要と思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

14番・高松委員： 申請地は保全管理されています。周辺に農地はありません。道路及び道路際の水路は申請地の北西角から坂になって下っていきます。雨水はこの水路に排水する計画であることから、転用しても周辺道路等への影響は問題ないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号5」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定しま

す。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所 在：稲美町野寺字東岡	田	4 2 7 m <sup>2</sup>
	田（現況 進入路）	7 2 m <sup>2</sup>
	2 筆合計	4 9 9 m <sup>2</sup>

（野谷交差点西方、下野谷地区特別指定区域の新規居住者の住宅区域）

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画： 南側は宅地、東は農地、北は譲渡人所有の農地で現況進入路により道路に接する。西は南側宅地への進入路を挟んで農地。盛土し整地する。雨水は北側既設水路へ、汚水は敷地内に浄化槽設置し、雨水会所経由して雨水と同じ水路に放流。都市計画法の規定による建物の新築許可申請済。

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号6」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。転用による周辺農地や農業用排水、道路等への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

14番・高松委員： 申請地は、一部南側に果樹が植えられていますが草が伸びていました。雨水、汚水の排水も計画されており、転用しても周辺農地や道路等への影響は問題ないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号6」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 3件

申請筆数： 6筆

申請面積： 8, 342㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 1件

申請筆数： 4筆

申請面積： 6, 142㎡

「各筆明細」（農地中間管理機構が借受転貸を同時に行う）

利用権を設定する申請者（借受者）： 2件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 2件

申請筆数： 2筆

申請面積： 2, 200㎡

事務局： 説明は以上です。

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第32号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。意見を求められているのは4件です。

「1件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1件目」No.202208-01 令和4年6月法人化の農事組合法人 新規

作目： 水稻・大麦・大豆 作付面積・収量の増

農業用機械等の取得計画： コンバイン・農業用倉庫

年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合。

事務局： 説明は以上です。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「1件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「1件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 次に、この議案の「2件目」についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 番 委員が抵触しますので、 委員の退席を求めます。

( 委員退席)

「2件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「2件目」No.202208-02 令和4年5月法人化の農事組合法人 新規

作目：水稲・大麦・大豆 作付面積・収量の増

農業用機械等の取得計画：トラクターのロータリー・軽ダンプ  
ドローンなど

年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

事務局： 説明は以上です。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「2件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「2件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

退席中の 番 委員 は自席にお戻りください。

( 委員、席に戻る)

次に「3件目」について、事務局に説明を求めます。

「3件目」No.202208-03 個人 新規

作目：水稲・大豆 作付面積・収量の増

農業用機械等の取得計画：田植え機・軽ダンプ・コンバイン

年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

事務局： 説明は以上です。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「3件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「3件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

次に、「4件目」について、事務局に説明を求めます。

「4件目」No.202208-04 個人 新規

作目：水稲 作付面積・収量の増

5年後の目標：法人化・後継者による栽培・設備の拡大

年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

事務局： 説明は以上です。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

7番・船岡委員： 営農組合がある地域だと思うが、計画通り農地の確保ができるのか。

事務局： 実父が耕作されている農地があり、引き継ぐことができるそうです。

議長： 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「4件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「4件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年9月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年9月25日

議長 坂本英正

委員 大西寿々代

委員 福田修